

経営レポート

令和元年度上半期 経営情報

(令和元年9月末現在)



山口県信用組合

ご あ い さ つ

皆様には、平素より山口県信用組合をお引き立て頂き、厚くお礼申し上げます。

当組合は、経営情報を積極的かつ公正に開示し、地域の皆様に山口県信用組合の現況をよりよく知っていただくために、年度末（3月末）の情報開示に加え、中間期（9月末）の情報開示を行っております。

本年も上半期の現況を取りまとめた「経営レポート2019」（令和元年度上半期）を発刊いたしました。

今後も、皆様のお役に立つよう努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

このミニディスクロージャー誌が、当組合を深くご理解頂くうえで、ご参考になれば幸いに存じます。

令和元年11月

山口県信用組合

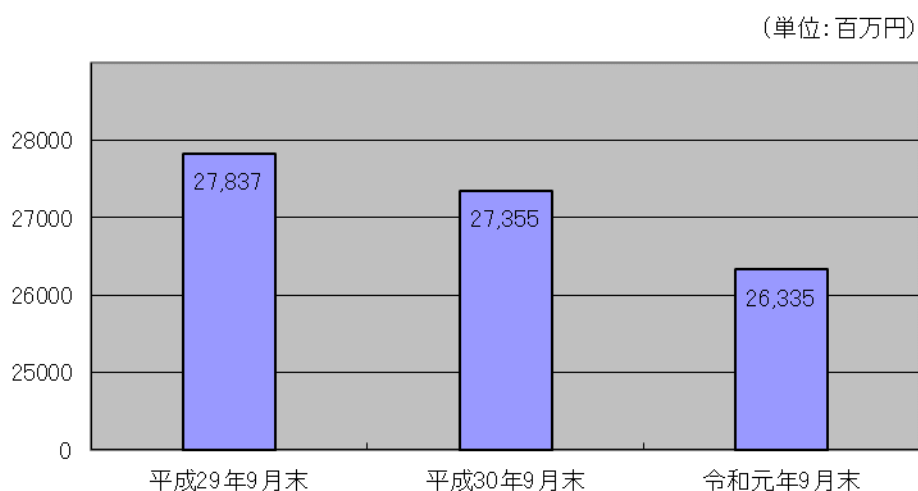
CONTENTS

1. 預金・貸出金の状況
2. 有価証券の時価情報
3. 利益金の推移
4. 自己資本比率
5. 金利リスクに関する事項
6. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額
7. 主要な経営諸指標
8. 社会的責任と地域貢献活動
9. 地域密着型金融の取組み
10. キャッシュコーナーでの犯罪防止の取組み
11. 苦情処理措置・紛争解決措置について
12. 店舗等のご案内

1. 預金・貸出金の状況

預金の推移

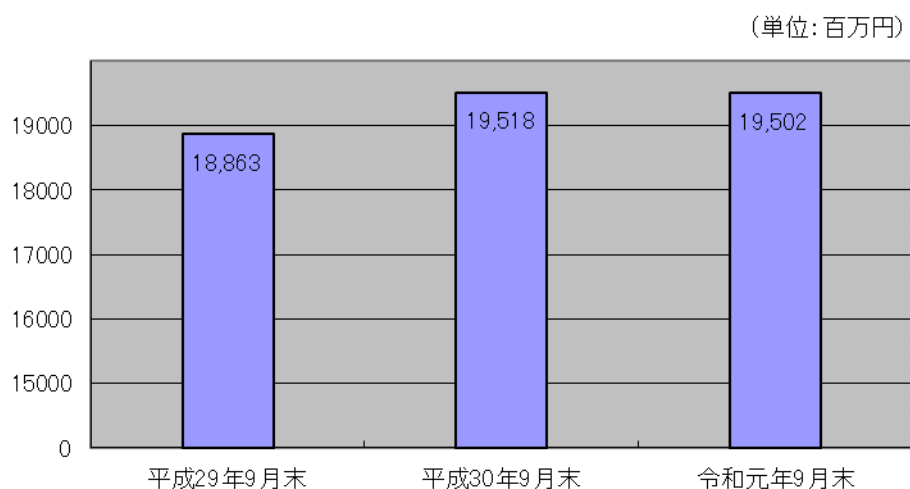
預金は、地域の皆様から主として普通預金や定期預金でお預りしております。令和元年9月末の残高は26,335百万円となり、平成30年9月末の残高より1,020百万円減少しました。



貸出金の推移

貸出金は、地域の皆様の信頼に応えるべく健全な資金需要に積極的な姿勢で取り組み、担保や保証に過度に依存しない企業向け融資や住宅ローンを中心とした個人向け融資の拡大に努めております。令和元年9月末の残高は、19,502百万円となり、平成30年9月末の残高より16百万円減少しました。

なお、令和元年9月末現在の業種別貸出状況は、別表「貸出金業種別残高・構成比」のとおりです。



貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	平成30年9月末		令和元年9月末	
	金額	構成比	金額	構成比
製 造 業	1,210	6.2	1,213	6.2
農 業、林 業	—	—	—	—
漁 業	0	0.0	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	3,398	17.4	3,254	16.7
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	51	0.3	46	0.2
運 輸 業、郵 便 業	680	3.5	589	3.0
卸 売 業、小 売 業	1,826	9.4	1,748	9.0
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—
不 動 産 業	2,394	12.3	2,335	12.0
物 品 賃 貸 業	204	1.0	203	1.0
学術研究、専門・技術サービス業	45	0.2	39	0.2
宿 泊 業	138	0.7	—	—
飲 食 業	582	3.0	556	2.9
生活関連サービス業、娯楽業	139	0.7	95	0.5
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—
医 療、福 祉	79	0.4	71	0.4
そ の 他 の サ ー ビ ス	961	4.9	834	4.3
そ の 他 の 産 業	100	0.5	30	0.2
小 計	11,813	60.5	11,019	56.5
地 方 公 共 団 体	144	0.7	102	0.5
雇 用 ・ 能 力 開 発 機 構 等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,560	38.7	8,379	43.0
合 計	19,518	100.0	19,502	100.0

(注) 本表の金額は、単位未満を切り捨てて表示しているため、掲載金額の合計と表中の合計欄の金額が一致しない場合があります。以下の各表の金額についても同様であります。

2. 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

区 分	平成30年9月末			令和元年9月末		
	帳簿価格	時価	評価損益	帳簿価格	時価	評価損益
満期保有目的債券	701	712	10	399	404	4
国債	—	—	—	—	—	—
社債	601	610	9	299	304	4
その他	100	101	1	100	100	0
その他有価証券	3,431	3,450	19	3,468	3,430	△37
国債	650	670	19	650	678	28
社債	1,906	1,918	12	1,804	1,823	19
株式	396	417	21	425	368	△56
その他	478	443	△34	588	560	△27
合 計	4,132	4,162	29	3,868	3,835	△32

(注) 有価証券の評価は、時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。

3. 利益金の推移

令和元年9月仮決算（半年間）でどれくらいの利益を上げているのか、収益力を示す4つの利益指標「業務純益」、「コア業務純益」、「経常利益」、「当期純利益」でご報告します。

(単位：百万円)

	平成29年9月（半年）	平成30年9月（半年）	令和元年9月（半年）
業 務 純 益	23	25	24
コ ア 業 務 純 益	23	25	24
経 常 利 益	69	35	90
当 期 純 利 益	68	35	90

「業務純益」 預金業務・貸出業務・為替業務などの金融機関本来の業務の収益力を示す指標で、一般企業の営業利益に該当します。令和元年9月期の業務純益は24百万円、コア業務純益は24百万円となりました。

業務純益＝業務収益－業務費用（一般貸倒引当金純繰入額を含む）

コア業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券の売却・償還に係る損益

「経常利益」 金融機関の通常業務による利益のことで、業務純益に諸引当金の積増等による損益を加減した利益のことで、令和元年9月期の経常利益は90百万円となりました。

「当期純利益」 経常利益に特別な利益や損失を加減して、法人税等の税金を控除し法人税等調整額を加減した後の最終的な利益のことで、令和元年9月期の当期純利益は、90百万円となりました。

(注) 令和元年9月の計数は法律による中間決算が義務付けられておりませんので、当組合の仮決算速報ベースに基づき掲載しております。

4. 自己資本比率

自己資本比率は、経営の安全性・健全性を判断する重要な指標の1つであり、令和元年9月末の当組合の自己資本比率は9.79%となりました。優先出資300百万円を受け自己資本額は1,866百万円、リスク・アセットは19,051百万円となり、平成30年9月期比0.3ポイント減少しましたが、国内基準の4%を大きく上回っております。

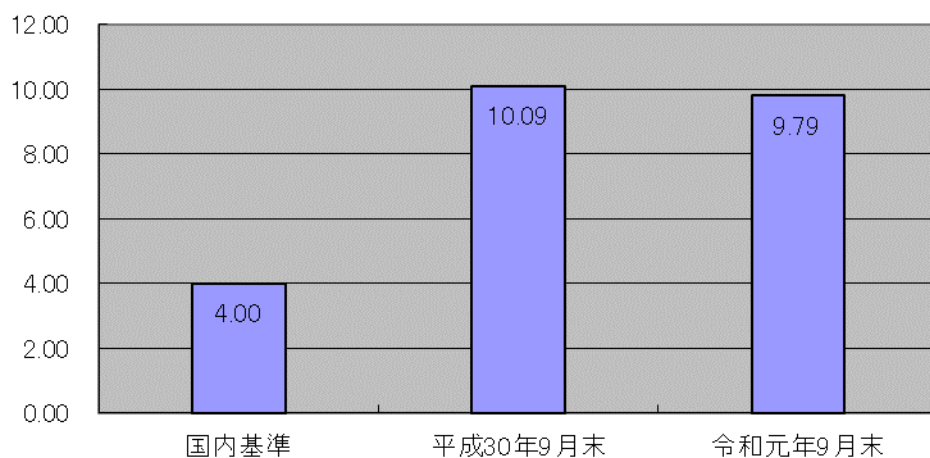
自己資本比率

(単位：百万円)

項目	令和元年9月末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	1,770	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,113	
うち、利益剰余金の額	656	
うち、外部流出予定額(△)	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	101	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	101	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	1,871	
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	4	0
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	5	
自 己 資 本		
自己資本の額(ハ) = (イ) - (ロ)	1,866	
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	18,235	
資産(オン・バランス項目)	18,218	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△151	
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	0	
うち、繰延税金資産	0	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△151	
オフ・バランス等取引項目	16	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	0	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	815	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	19,051	
自 己 資 本 比 率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.79%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規程に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、これに基づき開示を行っております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

◆自己資本比率の推移(単位:%)



5. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

iRRBB1:金利リスク			
項番		イ	ロ
		ΔEVE	
		令和元年9月末	平成30年9月末
1	上方パラレルシフト	450	
2	下方パラレルシフト	0	
3	スティープ化	274	
4	フラット化	0	
5	短期金利上昇	102	
6	短期金利低下	0	
7	最大値	450	
		ホ	ヘ
		令和元年9月末	平成30年9月末
		1,866	

当局の開示定義に従い、ΔEVEのプラス表示は経済的価値減少を示しています。

ΔEVEについて

令和元年9月末のΔEVEで計測した金利リスクは、規制で定められた3つの金利シナリオの内、上方パラレルシフトにおいて最大となり、自己資本1,866百万円に対し最大リスク量は450百万円となります。

(ΔEVE算出の前提)

流動性預金については、金利改定の平均満期を2.5年、最長満期を5年とし、流動性預金全体に占めるコア預金の割合は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を用いています。

複数通貨の集計方法については、通貨間の金利の相関を考慮せずに合算しています。

(注)「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更となりました。このため、開示初年度につき、当半期末分のみを開示しております。なお、前年度において開示しておりました旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減」(平成30年度)は、151百万円でございます。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係る99%タイル値であり、当半期末ΔEVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスクの増減を示すものではありません。

6. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年9月末	令和元年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	311	442
危険債権	1,396	1,661
要管理債権	—	—
不良債権計(A)	1,708	2,103
正常債権	17,867	17,447
合計	19,576	19,551
担保・保証等(B)	922	1,070
貸倒引当金(C)	766	1,018
保全額合計(D)=(B)+(C)	1,688	2,088
担保・保証等、引当金による保全率(D)/(A)	98.83	99.29
貸倒引当金引当率(C)/(A-B)	97.47	98.55
金融再生法開示債権比率	8.72	10.76

(注) 上記の令和元年9月期の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権の
 カテゴリーにより分類しておりますが、集計方法については下記の点につき年度末に開示する方法とは異なります。

- ① 令和元年9月期の「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」の金額は、同年3月期時点における債務者区分(※)を前提とし、同年4月から9月末までの間に倒産・不渡り等の客観的な事実ならびに債務者区分の引下げ等があった債務者について、当組合の定める自己査定基準に基づき債務者区分の見直しを行っています。
- ② 令和元年9月期の「要管理債権」の金額は、同年3月期時点における債務者区分を前提とし、同年4月から9月末までの間に、①新たに3ヶ月以上延滞となった債権②新たに貸出条件を緩和したことを確認している債権を加算し、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」に区分変更になった債権および延滞解消等で「要管理債権」より「正常債権」となった債権を減算しております。なお、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」は令和元年9月末の残高により集計を行っています。

※債務者区分との関係

破産更正債権及びこれらに準ずる債権とは「破綻先・実質破綻先の債権」、「危険債権」とは「破綻懸念先」、要管理債権とは「要注意先のうち、元本または利息の返済が3ヶ月以上延滞しているか、又は貸出条件を緩和している債権」です。

その他

債権額の合計額は、期末貸出金及び貸出金に準ずる債権(未収利息、貸出金に準ずる仮払金、債務保証見返り)であり、貸出金残高とは相違しています。

7. 主要な経営諸指標

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	資産の部		科 目	負債及び純資産の部	
	平成 30 年 9 月期	令和元年 9 月期		平成 30 年 9 月期	令和元年 9 月期
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	553	811	預 金 積 金	27,355	26,335
預 け 金	5,616	4,576	借 用 金	350	—
有 価 証 券	4,151	3,830	そ の 他 負 債	42	38
貸 出 金	19,518	19,502	賞 与 引 当 金	9	8
そ の 他 資 産	184	209	退 職 給 付 引 当 金	19	19
有 形 固 定 資 産	353	352	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4	6
無 形 固 定 資 産	1	1	偶 発 損 失 引 当 金	41	41
繰 延 税 金 資 産	16	16	債 務 保 証	41	22
債 務 保 証 見 返	41	22	負債の部合計	27,865	26,472
貸 倒 引 当 金	▲843	▲1,120	(純資産の部)		
(うち個別貸倒引当金)	(▲766)	(▲1,018)	出 資 金	563	713
			資 本 準 備 金	250	400
			利 益 剰 余 金	896	656
			組 合 員 勘 定 合 計	1,710	1,770
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	19	△37
			純資産の部合計	1,729	1,732
資産の部合計	29,594	28,205	負債及び純資産の部合計	29,594	28,205

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 30 年 9 月期	令和元年 9 月期	科 目	平成 30 年 9 月期	令和元年 9 月期
経 常 収 益	236	297	経 常 利 益	35	90
資金運用収益	213	217	特 別 利 益	—	—
(うち貸出金利息)	(182)	(184)	特 別 損 失	0	—
役員取引等収益	11	11	税 引 前 当 期 (中 間) 純 利 益	35	90
その他業務収益	1	0	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	0	0
その他経常収益	10	0	法 人 税 等 調 整 額	—	—
経 常 費 用	200	206	当 期 (中 間) 純 利 益	35	90
資金調達費用	15	11			
(うち預金利息)	(13)	(11)			
役員取引等費用	16	17			
その他業務費用	0	0			
経 費	168	176			
その他経常費用	0	2			

8. 社会的責任と地域貢献活動

基本方針

山口県信用組合は、地域の皆様方によって設立された中小企業等協同組合法に基づく協同組合組織の金融機関です。私たちは、その使命と責任を果たすために経営の健全性を確保し、以下の事を着実に実行してまいります。

1. 山口県信用組合は、「お金」のない時代に、仲間同士が「お金」を持ち寄って助け合ったルーツを大切にし、組合員の皆様の利益をいつまでも第一に考えます。
2. 山口県信用組合は、中小零細事業者や住民一人ひとりの顔が見えるキメ細やかな取引を基本として業務に取り組みます。
3. 山口県信用組合は、付き合いの積み重ねが一番大切な信用と考え、フレンドリーな金融機関を目指します。
4. 山口県信用組合は、地域社会の一員として、当組合の持つ経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組みます。

地元行事への参加と地域貢献活動

◇地元のイベントへの協力

- 令和元年7月27日、JR小野田駅前の「ちょうちん七夕フェスティバル」に高千帆支店の職員が参加、「ヨーヨー」・「金魚すくい」コーナーのお手伝いを行いました。

◇地域への貢献

- 令和元年6月9日、日本列島クリーン大作戦に職員が参加しました。
- 令和元年9月3日、しんくみピーターパンカード基金を、児童養護施設「小野田陽光園」に寄付しました。
- 令和元年9月25日、山陽小野田市役所にて役職員が献血を行いました。

9. 地域密着型金融の取組み

当組合は、地域密着型金融の取組みを継続して行うことを基本としており、組合員等お客様との間で親密な関係を長く維持することによりお客様に関する情報を蓄積し、この情報を活用した金融サービスの提供に努めてまいります。

(1) 取組方針

- ①取引先企業の支援強化
- ②中小企業に適した資金の提供
- ③地域経済への貢献

(2) 具体的取組みについて

①経営改善支援先のランクアップ

経営改善支援先として13先を選定し、本支店が一体となって取引先の経営支援に取り組んでいます。

②中小零細事業者への積極的な支援

担保・保証に過度に依存しない融資への取組みとして、潜在能力のある事業者へ、山口県信用保証協会・地元商工会議所と連携した「けんしんビジネスローン」の取扱いをしております。

令和元年9月末現在で18件、64百万円のご利用があります。

③目利き機能の向上と人材育成

中国ブロック信用組合協議会主催の研修へ職員を計画的に参加させています。

- ・ 渉外融資推進
- ・ 顧客保護等管理
- ・ OJT 指導力アップ など

(3) 金融円滑化への取組み

中小企業金融円滑化法は、平成25年3月31日に終了しましたが、当組合では、同法の施行以前からお客様からの貸出条件の変更等の相談にはお客様の実態に即して、積極的かつ柔軟に対応し、中小零細事業者に対するコンサルティング機能の発揮に全力で取組み、地域経済の活性化に努めてきたところであります。

同法の終了後においても、当組合のお客様への取組方針は従来と変わることなく、中小零細事業者や住民一人一人の顔が見えるキメ細やかな取引を基本に、次のとおり取り組んでまいります。

- お客様からの新規融資や貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対しては、お客様が抱えている問題・課題を十分把握した上で、真摯に対応いたします。
- 他の金融機関から借入をされているお客様から貸付条件の変更等について、お申込・ご相談があった場合には、お客様からのご要望に基づき、該当する他の金融機関、政府関係金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会等の関係機関との緊密な連携関係に努めてまいります。
- 貸付条件の変更をされたお客様の進捗状況や貸付条件変更後に、経営改善努力を行わ

れているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。

10. キャッシュコーナーでの犯罪防止の取組み

当組合では、お客様の大切なご預金をお守りするため、積極的にセキュリティーの強化に取り組んでいます。

① 暗証番号の変更は、当組合のATMで変更出来ます。

ATMでの暗証番号の変更が随時に何回でも変更できます。「生年月日」、「電話番号」、「車のナンバー」、「自宅の番地」等の他人に推測されやすい暗証番号をお使いの場合には、速やかに変更することをお勧めします。

② 当組合のATMには「覗き見防止フィルター」と「後方確認ミラー」を取り付けています。

ATMの操作画面に「覗き見防止フィルター」を貼っており、操作内容が覗き見されないよう、ATMをガードしています。

あわせて後方確認ミラーを取り付け、お客様の安全に取り組んでいます。

③ 1日の利用限度額の設定が行えます。

平成29年6月25日より、払出限度額ならびに振込限度額をそれぞれ一律50万円に引き下げさせていただきました。なお、限度額上限につきましては、お客様の口座ごとに1日の払出限度額と振込限度額がそれぞれ上限200万円で増減変更可能としております。詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。

④ 偽造・盗難キャッシュカード被害への補償について。

当組合が定める規程に従い、被害に遭われたお客様に対して補償を行う制度を導入しております。詳しい内容は営業店窓口へお問い合わせください。

⑤ ATMコーナーへの盗撮用カメラに対する対応について。

当組合では、ATMコーナーに盗撮用カメラが取り付けられていないか、1週間に1回点検し、お客様の安全に配慮しています。

⑥ 高齢者（70歳以上）のお客様の振込制限について

当組合では、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害を少しでも減らすことを目的に取り組んでおります。過去3年以上カード振込を行っておられない70歳以上のお客様は、平成29年12月よりカード振込（1,000円以上）が出来ないようにシステム対応をさせていただいております。ご利用予定のあるお客様は、各店窓口にご相談ください。

【キャッシュカード紛失・盗難時の緊急連絡先】

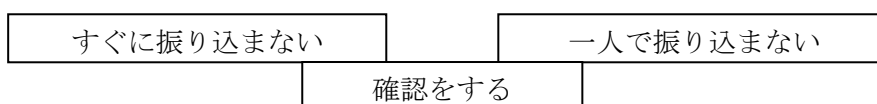
受付曜日	受付時間	連絡先電話番号	連絡先名称
平日	9:00～17:30	(各お取引先店電話番号) 0836-83-2563 0836-83-2413 0836-41-0888 0836-73-0010	(お取引店名) 本店営業部 高千帆支店 西宇部支店 厚狭支店
	上記以外の時間帯	047-498-0151	信組 ATM センター (自動機集中監視センター)
土曜日 日曜日 祝日	0:00～24:00	047-498-0151	信組 ATM センター (自動機集中監視センター)

多発する「振り込め詐欺」にご注意下さい。

ご家族や税務署、市役所、社会保険事務所等を装い、電話でお金を振り込ませる「オレオレ詐欺」や「還付金詐欺」による被害が多発しています。

<被害防止のポイント>

- 不審な電話があった場合は、一旦電話を切って事実の有無を確認する。
- ATMへの誘い出しがあった場合は、詐欺を疑う。
- 多額の振り込みを急がせる電話は、詐欺を疑う。



11. 苦情処理措置・紛争解決措置について

(1) 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

[窓口：総務部お客様相談室] 電話 0836-84-3300

受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除きます。）

受付時間：午前9時～午後5時

[窓口：各営業店]

受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除きます。）

受付時間：午前9時～午後5時

本店営業部 電話 0836-83-2563(代)

高千帆支店 電話 0836-83-2413(代)

西宇部支店 電話 0836-41-0888(代)

厚狭支店 電話 0836-73-0010(代)

(2) 紛争解決措置

[窓口：一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所]

受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除きます。）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03 - 3567 - 2456

住所：〒104 - 8310 東京都中央区京橋 1 - 9 - 5（全国信用組合会館内）

○広島弁護士会 仲裁センター（電話：082 - 225 - 1600）※事前に当組合相談室にご相談下さい。

○東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03 - 3581 - 0031）

<http://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/>

○第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03 - 3595 - 8588）

<http://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/kinyu.html>

○第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03 - 3581 - 2249）

http://niben.jp/soudan/service/chuusai/adr_kinyu.html

で、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記の総務部お客様相談室または窓口までお申し出下さい。

また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。

1 2. 店舗等のご案内

地域の皆様へ、キメ細やかなサービスを提供します

(1) 営業区域

山陽小野田市・宇部市・美祢市・山口市（旧吉敷郡に限る）

(2) 店舗のご案内

本 部 〒756-0824 山陽小野田市中心一丁目 2 番 40 号
 TEL 0836-84-3300(代)

本店営業部 〒756-0824 山陽小野田市中心一丁目 2 番 40 号
 TEL 0836-83-2563(代)

高千帆支店 〒756-0091 山陽小野田市日の出三丁目 8 番 3 号
 TEL 0836-83-2413(代)

西宇部支店 〒759-0208 宇部市西宇部南三丁目 2 番 28 号
 TEL 0836-41-0888(代)

厚狭支店 〒757-0001 山陽小野田市厚狭一丁目 2 番 22 号
 TEL 0836-73-0010(代)

店舗外キャッシュコーナー（2出張所）

◎ウエスタまるき中川店出張所

◎埴生出張所（ドライブインみちしお横）

ウエスタまるき中川店		ドライブインみちしお横	
ご利用時間	平 日 9:30～20:00	ご利用時間	平 日 8:00～20:00
	土 曜 日 9:30～17:00		土 曜 日 9:00～17:00
	日曜・祝日 9:30～17:00		日曜・祝日 9:00～17:00

※ATM 利用手数料が必要となる時間帯もございます。

◎セブン銀行 ATM

ご利用時間	平 日 7:00～22:00
	土 曜 日 7:00～22:00
	日曜・祝日 7:00～22:00

※ATM 利用手数料が必要となる時間帯もございます。



地域とともに新たな未来を！

山口県信用組合

本部	〒756 - 0824	山陽小野田市中央一丁目 2 番 40 号 TEL 0836 - 84 - 3300
本店営業部	〒756 - 0824	山陽小野田市中央一丁目 2 番 40 号 TEL 0836 - 83 - 2563
高千帆支店	〒756 - 0091	山陽小野田市日の出三丁目 8 番 3 号 TEL 0836 - 83 - 2413
西宇部支店	〒759 - 0208	宇部市西宇部南三丁目 2 番 28 号 TEL 0836 - 41 - 0088
厚狭支店	〒757 - 0001	山陽小野田市厚狭一丁目 2 番 22 号 TEL 0836 - 73 - 0010

URL <http://www.yamaguchiken.shinkumi.jp>